

放送事業者（NHK及び民放在京キー局等）からの要望  
に関する現行制度等の状況について

※枠囲み部分の記載は資料 4－1 から転記

**①放送のみ許される権利制限等の同時配信等への適用**

著作権法の権利制限規定について、放送においては権利者の許諾を得ることなく可能となっていることが、同時配信等では不可能となっている規定が存在する。

**【現行制度等の状況】**

- 現行の権利制限規定等のうち、放送を対象としつつ、放送の同時配信等を対象としていない規定として、以下のものが存在。
  - ・第34条第1項（学校教育番組の放送等）
  - ・第38条第3項（営利を目的としない公の伝達等）
  - ・第39条第1項（時事問題に関する論説の転載等）
  - ・第40条第2項（政治上の演説等の利用）
  - ・第44条第1項（放送事業者等による一時の固定）※第102条で著作隣接権に準用
  - ・第93条第1項（放送のための実演の固定）
  - ・第94条（放送のための固定物等による放送）
- これらの規定について、個々の規定の趣旨や、見直しが権利者に与える影響の程度等に留意しつつ、放送の同時配信等を対象に含めることを検討する必要がある。

**②借用素材の権利処理の円滑化**

写真、記事、映像、絵画・美術品等、外部から借用している大量の権利物について、放送だけでなく配信の許諾についても、条件や対価の交渉を行わなければならない。  
(許諾範囲が放送に限られているもののほか、配信の許諾が明確でないものが存在)

**【現行制度等の状況】**

- 借用素材の場合に問題となる「著作権」については、著作権法上、放送と配信が一体化した「公衆送信権」(第23条第1項)という大括りの権利として設定されており、「放送権」や「自動公衆送信権」といった権利の細分化はされていない。また、「公衆送信権」は許諾権であるため、放送事業者は、放送でのみ利用するか、放送と同時配信等の両方で利用するかにかかわらず、著作権者の許諾を得る必要がある。

- 上記に記載された各分野（写真、記事、映像、絵画・美術品等）については、著作権等管理事業者のカバー率が高くなく、個別の権利処理が必要となる場合が多い。
- 借用素材について、放送はできるが同時配信等ができない場合としては、(ア) 放送でのみ利用可能という条件で借り受けている場合（著作権者が同時配信等を認めていないことが明らかである場合）のほか、(イ) 借り受ける際に同時配信等の可否を明示的に確認していなかった場合（著作権者の意向が明らかでない場合）などが想定される。

### ③商業用レコード、映像実演等各分野のアウトサイダーへの対応

権利者団体に属さないアウトサイダーについては、個別の許諾が必要となる。  
特にレコードについては、放送は報酬請求権であるため許諾不要だが、配信では許諾権が働くため、権利者から事前に許諾を得なければならない。  
映像実演についても、管理事業者非加盟の実演家が多く、その場合は個別交渉となる。  
(その他、原作、脚本及び音楽著作権について同旨)

#### 【現行制度等の状況】

##### (i) レコード・レコード実演

- 商業用レコード及びレコード実演に関しては、(ア) 放送での利用については二次使用料請求権（第95条及び第97条）という「報酬請求権」が付与されており、放送事業者は権利者に対して事後的に報酬を支払えば足りる一方で、(イ) 同時配信等での利用については送信可能化権（第92条の2及び第96条の2）という「許諾権」が付与されており、放送事業者は権利者から事前に許諾を得る必要がある。この制度上の差異に起因して、放送では流せるものが同時配信等では流せないという事態が生じ得る。
- ただし、実態上は、同時配信等に係る送信可能化権について、日本レコード協会及び日本芸能実演家団体協議会（CPRA）による集中管理が行われており、放送事業者は、両団体に属する権利者については個別に許諾を得る必要はなく、包括的な使用料等を支払うことで同時配信等を行うことができる（集中管理によって許諾権が実質的に報酬請求権化している）。
- 他方、両団体に属していない権利者（いわゆる「アウトサイダー」）については、原則どおり個別に許諾を得る必要があるところ、放送番組に用いる多種多様かつ大量のレコード・レコード実演について、限られた時間の中で権利処理を行うことには相当な困難が伴うことが想定される。

## (ii) 映像実演

- 映像実演に関しては、(ア) 放送での利用については、放送権（第92条）という「許諾権」を付与しつつ、初回の放送の許諾を得た場合には、その際の契約に別段の定めがない限り、その後のリピート放送については許諾が不要（報酬の支払いは必要）となっている（第94条）。他方、(イ) 同時配信等での利用については、送信可能化権（第92条の2）という「許諾権」を付与しつつ、リピート放送の場合のような特例は設けられていないため、放送の許諾を得た場合でも、同時配信等には別途の許諾が必要となる。
- このため、初回放送及びそれに伴う同時配信等を行うに当たり、契約上、同時配信等の可否が明らかとなっていない場合には、同時配信等にフタかぶせが生じることや、番組・コーナー単位で同時配信等を控えることなどが生じ得る。  
また、上記（ア）の仕組みによりリピート放送を行いつつ、併せて同時配信等を行おうとする場合には、当初の契約で同時配信等の可否が明らかとなっていなければ、改めて実演家から許諾を得る必要があるが、契約時から相当期間が経過しているなどにより、円滑に許諾を得ることには相当な困難が伴うことが想定される。
- ただし、実態上は、同時配信等に係る送信可能化権について、映像コンテンツ権利処理機構（aRma）による集中管理が行われており、放送事業者は、同機構に属する権利者については個別に許諾を得る必要はなく、包括的な使用料等を支払うことで同時配信等を行うことができる（集中管理によって許諾権が実質的に報酬請求権化している）。
- 他方、同機構に属していない権利者（いわゆる「アウトサイダー」）については、原則どおり個別に許諾を得る必要があるところ、放送番組に主演する多数の実演家（エキストラを含む。）の映像実演について、限られた時間の中で権利処理を行うことには相当な困難が伴うことが想定される。

## (iii) 著作物（原作、脚本及び音楽著作権）

- 「著作権」については、著作権法上、放送と配信が一体化した「公衆送信権」（第23条第1項）という大括りの権利として設定されており、「放送権」や「自動公衆送信権」といった権利の細分化はされていない。「公衆送信権」は許諾権であるため、放送事業者は、放送でのみ利用するか、放送と同時配信等の両方で利用するかにかかわらず、著作権者の許諾を得る必要がある。
- 初回放送及びそれに伴う同時配信等を行うに当たり、同時配信等の可否が明らかとなっていない場合には、フタかぶせが生じることや番組・コーナー自体の同時配信等を控えることなどが想定される。他方、映像実演のようなリピート放送に関する特例は設けられていないため、制度上、リピート放送はできるが同時配信等ができないという場面は想定されていない。

（集中管理によって許諾権が実質的に報酬請求権化していること、アウトサイダーに係る権利処理が課題となることについては、レコード・実演と同様であるため、省略）

#### ④リピート放送の同時配信等に係る実演家からの許諾取得の負担軽減

著作権法第94条により、実演のリピート放送にあたっては、原則的に実演家の権利は報酬請求権（許諾は不要）であるが、配信では別途許諾が必要である。放送から数年後には所属事務所等が不明な実演家が多数発生するため許諾を得ることが困難なことに加え、同時配信等の場合には、配信までの時間的が限られていることから裁判制度の利用は難しい。

#### 【現行制度等の状況】

（上記③（ii）で記載済であるため、省略）

#### ⑤楽曲の支分権管理に係る放送と同時配信等の一括処理

楽曲の著作権は、演奏、放送、映画、ビデオグラム、配信といった区分ごとに管理が分かれており、実態上、同じ楽曲でも放送と配信では管理事業者が異なることがあるため、同時配信等にあたって、放送とまとめてワンストップでの権利処理ができない。

#### 【現行制度等の状況】

- 「著作権」については、著作権法上、放送と配信が一体化した「公衆送信権」（第23条第1項）という大括りの権利として設定されており、「放送権」や「自動公衆送信権」といった権利の細分化はされていない。
- また、著作権等管理事業法に基づき、管理事業者が設定する「利用区分」に係る基準が著作権等管理事業法施行規則で定められているが、そこでも、著作物の利用区分として、複製や演奏等と並んで「公衆送信」が規定されている（「放送」や「自動公衆送信」といった細分化を求めてはいない）。この基準については、著作物等の利用実態に照らして合理的と認められる場合はこれによらないことも可能とされている。
- 実態上は、JASRACでは「放送等」と「インターネット配信」（同時配信等は後者に該当）などを区分して管理しており、NexToneでは「放送・有線放送」と「インターネット配信」（同時配信等は後者に該当）などを区分して管理している。こうした具体的な区分は、実務上、利用者側のニーズも踏まえながら、管理事業者の判断として決定されているもの。
- また、著作権者は、利用形態ごとに異なる管理事業者に権利委託等を行ったり、特定の利用形態のみ管理事業者に権利委託等を行う（その他の利用形態については自己管理を行う）ことも可能であり、個々の意向に沿った対応が行われている。

## ⑥外国曲のシンクロ権に係る包括処理の推進

配信を行う場合には、放送では不要な外国曲のシンクロ権（音楽と映像を同期させて録音する場合に発生する権利）の処理が発生する。放送番組の二次利用については、包括的なシンクロ権処理スキームが利用可能だが、同時配信は同スキームの対象外との指摘を受けている。

### 【現行制度等の状況】

- いわゆる「シンクロ権」は、日本の著作権法に根拠を有するものではなく、米国等の著作権法に基づく運用として機能しているもの（法律上の「複製権」から一部の利用様式を切り出して管理が行われている）。米国等においては、シンクロ権は、著作権等管理事業者に権利委託等がされず、個々の音楽出版社等が自ら管理している場合が多い。
- この点、我が国における既存の放送番組・映画の二次利用（ストリーミング配信）に係るシンクロ権については、運用上、我が国の著作権等管理事業者が窓口となって円滑に利用が可能となるスキームが存在している（このスキームを活用できる場合には、基本的に、外国の音楽出版社等との個別の手続は不要となる）。

## ⑦著作権法上の課題ではないが商慣習上必要となる様々な権利処理の円滑化

音楽番組における専属解放（アーティストの歌唱・演奏を配信する場合に、アーティストと専属実演家契約を締結しているレコード会社から専属解放の申請と対価を求められる（放送では不要））への対応、スポーツや音楽イベント等の中継権、配信権の権利管理を行う事業者等との個別交渉等の負担等、商慣習上の様々な権利処理が負担となっている。

### 【現行制度等の状況】

（専ら当事者間の商慣習に関わる課題であるため、省略）

## ⑧全体的な権利処理の作業負荷の軽減

同時配信等では放送と異なる権利処理方法が求められるところ、この権利処理業務には、事前の確認作業から、権利者への申請・報告・支払い等に至るまで、膨大な手間・コスト・労力がかかるため、サービス実施の判断に影響を与えかねない。  
(作業負担の問題は必ずしも著作権法上の課題ではないが、制度改正が行われれば権利処理の円滑化につながるもの)

### 【現行制度等の状況】

（上記①～⑦に具体化された課題を総括したものであるため、省略）

## ⑨裁定制度

(著作物の放送に当たっての裁定（第68条）が同時配信等では使えないとの要望のほか) 申請書類はすべて電子化し、電子メールでの提出も受付けるなど手続を簡便にすることで利用しやすくなる。また、平成30年度著作権法改正で、NHK等については補償金の事前供託が免除となつたが、NHKと同様に民放局も免除の対象とすべきである。

(※) 要望本体では、「相当な努力」として求められるウェブサイトへの広告掲載についての改善が必要である旨も記載されている。

## **【現行制度等の状況】**

### **(i) 著作物の放送に当たっての裁定（第68条）**

- 著作物の放送に当たって著作権者との協議が整わない場合、放送事業者は、文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料額に相当する補償金を権利者に支払うことにより著作物を放送することできることとなっているが、利用行為が放送に限定されているため、同時配信等に当たってこの制度を活用することはできない。なお、これまでのところ、放送に当たっても、この制度が活用された例はない。

### **(ii) 著作権者不明等の場合の裁定（第67条）**

- 著作権者不明等の理由により相当な努力を払っても著作権者等と連絡が取れない場合には、許諾を得る代わりに文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料額に相当する補償金を供託することにより、著作物等を適法に利用できることとなっている。
- この制度の利用申請に当たっては、運用上、法令で定められた事項を記載した申請書・添付書類を、文化庁に対して郵送で提出することとなっている。
- 補償金の供託については、平成30年著作権法改正により、「国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人」は供託を免除されている（第67条第2項）。政令（第7条の6）では、国・地方公共団体と同様、公共性を有し、著作権者等が現れた場合に確実に補償金を支払うことが期待できる主体として、独立行政法人やNHKなどが規定されているが、民放は規定されていない。
- 権利者捜索のための「相当な努力」の一つとして、公衆に対し広く権利者情報の提供を求める観点から、(ア) 日刊新聞紙への広告掲載又は(イ) 公益社団法人著作権情報センター(CRIC)のウェブサイトへの7日以上の広告掲載が求められており（政令第7条の5及び文化庁告示）、広告掲載期間が経過した後、申請を受け付けている。

## ⑩その他

- ローカル局に対するアンケート調査では、同時配信等に係る権利処理の最も大きな課題はビジネスモデルの問題（どれだけスポンサーが付くか分からなど）とされており、権利処理に対応する人員が足りないことや、権利処理のノウハウがないこと、権利処理に必要な使用料について予算の制約があることも課題とされている。